

野木町告示第 1 4 3 号

入 札 公 告 兼 入 札 説 明 書

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 5 日

野木町長 真瀬 宏子

記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

野木町文化会館外壁タイル打診・赤外線調査業務委託

(2) 履行場所

野木町大字友沼 181 番地 野木町文化会館

(3) 委託概要

別紙仕様書のとおり

(4) 予定価格（税抜き）

1, 7 2 2, 2 6 0 円

(5) 履行期間

契約の日から令和 9 年 2 月 2 8 日

(6) 入札及び開札の日時

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 1 時 3 0 分 入札即時開札

(7) 入札及び開札の場所

野木町大字丸林 5 7 1 野木町役場 新館 2 階 第 2 会議室

(8) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

(9) 入札保証金

免除

(10) 契約保証金等

免除

(11) 最低制限価格

無

2 入札参加資格

この公告の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第

2 項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。

- (2) 野木町入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）の業種分類に登録されている者であること。
- (3) 野木町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 16 日条例第 19 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 建築基準法第 12 条に基づく調査となるため、下記資格等を有すること。
 - ・一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者。
 - ・外壁赤外線調査の実務経験のある者。
- (5) 本業務と同様の業務を受注した実績があること。
- (6) 申請書及び添付書類に虚偽の記載のないこと。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

- (1) 配布期間 令和 8 年 8 月 5 日(水)から令和 8 年 8 月 19 日(水)まで。
- (2) 取得方法 野木町ホームページからダウンロードしてください。
取得先は、野木町ホームページのトップページ 産業・ビジネス・まちづくり／入札・契約／入札・契約関連情報／入札公告「野木町文化会館外壁タイル打診・赤外線調査業務委託」
URL <https://www.town.nogi.tochigi.jp/>
- (3) 問い合わせ先 野木町教育委員会生涯学習課文化会館係
〒329-0101
栃木県下都賀郡野木町友沼 181 番地 日東工業エニスホール
電話：0280-57-2000
FAX：0280-57-2044
E-mail：bunkakaikan@town.nogi.lg.jp

4 入札参加の申請

この競争入札の参加希望者は、条件付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。なお、申請書を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

また、2 入札参加資格(4)を証する写しを提出すること。

5 申請書の提出

(1) 提出期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月19日(水)まで(最終日の16時必着)

※最終日以外は、午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 提出場所

野木町総合政策部政策課契約管財係

野木町大字丸林571 野木町役場本館2階

電話：0280-57-4117

FAX：0280-57-4190

E-mail：seisaku@town.nogi.lg.jp

(3) 提出方法

上記(2)の提出場所へ持参又は郵送(一般書留、簡易書留のいずれか)による提出とする。

6 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札参加資格の無い者が入札したとき。

イ 入札条件に違反したとき。

ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。

エ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。

オ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(2) 入札時における注意事項

ア 代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

エ 入札執行回数は、2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 野木町財務規則(昭和39年12月23日規則第8号)第67条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落

札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

野木町ホームページで公表する。

7 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書は、返却しない。
- (5) 提出された申請書は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ただし、野木町情報公開条例（平成 13 年 3 月 21 日条例第 1 号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。